

2016年8月9日

株式会社エナジェティックグリーン

info@energeticgreen.com

アンケート調査の結果につきまして

1. 概要

株式会社エナジェティックグリーンでは、外国人従業員（外国人技能実習生）を使用している企業に対するアンケートを提供しております。このアンケートを使用して調査を行った、結果について、お伝えいたします。

- a. 実施日程：2016年3月～5月
- b. アンケート送付先：国内107社（衣料・産業資材系企業）
- c. 回答企業数：81社（うち外国人技能実習制度を利用しているのは22社）

以下、外国人技能実習制度を利用していると回答した22社からの回答の結果の概要を示します。また、22社に対して、外国人技能実習生個人に対するアンケートもお願いし、52名の外国人技能実習生の方から回答を得ました。その結果の概要を、企業への調査結果に引き続き、示します。

2. 外国人技能実習制度を利用している企業に対する調査結果

a. 回答企業概要

- 95%は従業員数300人以下。うち36%は50人以下。
- 外国人従業員数が5人以下の企業と、6～10人であった企業の割合が各41%であり、16名以上いると答えた企業は14%であった。
- 外国人従業員の国籍について、中国が多く70%を占め、次いでベトナム、ミャンマー等であった。

b. 労務管理状況について

● 【違約金】

外国人技能実習制度では、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等の締結を禁止している[1]。しかし、9%の企業が違約金を設定していた。

● 【契約内容の説明】

国際協力研修機構が提供している「外国人技能実習生労務管理ハンドブック（2016年3月版）」の23、24ページには、就業規則について、「母国語で説

明するなど周知徹底に特に配慮すること。」と書かれている[2]。しかし、母国語での就業規則があると答えた企業は45%であった。

- 【罰則規定】

SA8000[3]や EICC[4]といった世界的な国際労働ガイドライン、規範において、懲罰規定を設けることは禁止されている。しかし、73%の企業が、就業規則に懲罰規定があると回答した。

3. 外国人技能実習生に対する調査結果

a. 回答者概要

国籍は、中国45名、フィリピン3名、ベトナム2名、カンボジア2名。（アンケートは、日本語、中国語、英語、ベトナム語に対応）

b. 労働条件・環境について

- 【手数料】

国際協力研修機構が提供している「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン（2012年7月改訂）」の10ページには、「監理団体は、職業紹介に係る経費を、技能実習生候補者から一切徴収してはならない。」と書かれている[5]。しかしアンケート結果では、（どの機関に対して支払ったかは不明であるものの、）40名が来日の際に手数料を払ったと回答し、うち39名はその額が4万元以上だったと回答した。また、52名中23名は、来日のための費用を工面するために借金をしたと回答した。

- 【入国前の仕事】

国際協力研修機構が示す、技能実習生に係る要件として、「日本で受ける技能実習と同種の業務に従事した経験等を有すること」を充足する必要がある[1]。しかし本アンケートにおいて、入国前に類似の仕事（染色、服装、製織、縫製、紡績）をしていたのは22名であった。

- 【帰国後の仕事】

国際協力研修機構が示す、技能実習生に係る要件として、「帰国後に日本で習得した技能等を生かせる業務に就く予定があること」を充足する必要がある[1]。しかし本アンケートにおいて、習得した技能を帰国後に使用すると答えた人は20名であった。

- 【来日理由】

外国人技能実習制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展

を担う人材育成を目的としている[6]。しかし、本アンケートにおいて、複数回答にて来日理由を聞いたところ、42名がお金のためと回答し、また、10名は日本語学習のためと回答した。技術を習得するためと回答したのは16名であった。

- 【賃金】

賃金について、時給を回答したのは52名中43名であり、その全員が時給800円以下であり、最低賃金を70円以上上回る人は一人もいなかった。賃金が少ないと書いた人は、19名であった。給与の使い道について答えた42名のうち、15名が、10万円以上の仕送りをしていると回答した。

4. 調査結果について

- 技能実習生本人へのアンケートは、個人に記入してもらってはいるものの、訂正箇所が見受けられるため、本人の回答が隠されてしまっている可能性がある。そのため、低く見積もった数字であると思われる。
- 本アンケートより、外国人技能実習制度が、本来の目的とは外れた意図で利用されていることが伺える。技能実習生側はお金を稼ぐために、企業側は安い労働力を求めて、本制度を利用しているように見受けられる。これは、送出し国、送出し機関、受入れ監理団体、実習実施機関等のそれぞれの思惑が入り混じった深い問題であり、さらなる調査や取り組みが求められる。

5. 参照

- (1) 国際協力研修機構ウェブサイトより
http://www.jitco.or.jp/system/seido_kenshu.html
- (2) 外国人技能実習生労務管理ハンドブック（2016年3月版）
<https://www.jitco.or.jp/download/data/handbook.pdf>
- (3) <http://www.sa-intl.org/index.cfm?fuseaction=Page.ViewPage&pageId=1689>
- (4) <http://www.eiccoalition.org/>
- (5) 外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン（2012年7月改訂）
<https://www.jitco.or.jp/system/data/guideline02.pdf>
- (6) 国際協力研修機構ウェブサイトより
http://www.jitco.or.jp/system/seido_enkakuhaikei.html